

## 第 39 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 7 月 18 日（木）13:30～14:25

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
日本銀行、埼玉県、東京都

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官ほか

4 議 題 特定サービス産業実態調査の変更について

### 5 概 要

○廣松部会長 定刻になりましたので、ただ今から第 39 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

前回の部会では、審査メモに沿って「1 サービス産業をめぐる各種統計及び企業活動に関する統計等との関係整理について」、「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」、「3 報告を求めるために用いる方法の変更について」の 3 点について審議を行い、これらについては適当である、ないしはやむを得ないと判断されました。

その後、地方公共団体から本調査の「基準となる期日の変更」について御指摘があったことから、経済産業省から対応について御回答を頂きました。

最後に、答申の骨子案について、簡単に事務局から説明を致しました。

本日は、事務局と相談の上、答申（素案）を用意いたしましたので、後ほど審議を頂きたいと思っております。

それでは、初めに、本日の配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○木村副統計審査官 本日の配布資料でございますが、議事次第にありますとおり、資料 1 としまして「諮問第 54 号の答申 特定サービス産業実態調査の変更について（素案）」を配布させていただいております。

また、参考 1 としまして「第 38 回サービス統計・企業統計部会結果概要」を添付しているところであります。

そのほかの資料につきましては、前回までの部会でお配りしたものを使用させていただきますと思います。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

資料1の「諮問第54号の答申 特定サービス産業実態調査の変更について（素案）」について、審議をお願いしたいと思います。

初めに、この答申の素案の内容について、事務局から説明をお願いします。

○川原副統計審査官 それでは、資料1を御覧いただければと思います。

廣松部会長と御相談の上、資料1のとおり、答申の素案をという形で、今回、御提示をさせていただきました。順に御説明をさせていただきます。

まず最初に「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」でございます。

ここは、定型的な書き方をしておりますが、経済産業大臣から申請のあった「基幹統計調査の変更について（申請）」について審査した結果、統計法（平成19年法律第53号）第10号各号の各要件のいずれにも適合しているため「平成26年に実施する特定サービス産業実態調査」（基幹統計調査）の変更を承認して差し支えないという記述しております。

(2)の「理由等」でございます。

「ア 報告を求めるために用いる方法の変更」「(ア) 変更事項1」、こちらは調査系統の変更の部分でございますが、都道府県経由の調査員調査から民間事業者の方の郵送調査に変更されるという部分でございます。

これにつきましては、部会での御審議を踏まえまして「①結果精度や回収率の確保の面で懸念があるものの、経済産業省において現在考えられる最大限の努力をすること」、「②都道府県の事務負担の軽減に資すると考えられること」から、まとめとしては適当又はやむを得ないという部会長のおまとめだったかと思いますが、こちらはやむを得ないという形にさせていただいております。

「ただし、経済産業省は、」ということで、以下は部会での御指摘のあった点を記述させていただいているものでございますが、「民間委託による郵送調査を適正に実施するため、民間事業者に対する進捗管理の徹底及びコールセンターの適正な運用に向けた指導といった取組をこれまで以上に行う必要がある」というものをただし書きとして記述させていただいているものでございます。

続きまして「(イ) 変更事項2」でございます。

こちらは、民間事業者への業務委託内容の変更ということで、審査・集計などにつきましても、民間に委託するという変更の部分でございます。

これにつきましては「①経済産業省から民間事業者に対して、ノウハウ等をまとめたマニュアルの提供といった取組を行うとともに、経済産業省において最終的な確認を行うこと」、「②調査に係る業務を一元的に民間事業者に委託することにより業務の効

率化に資すると考えられること」から、こちらについてもやむを得ないという形で整理をさせていただいております。

ただし書き以下につきましては、部会での経済産業省の方から御説明のありました点を踏まえて「結果精度を確保するため、審査・集計に係るノウハウの継承や経済産業省が督促を行う企業・事業所の適正な選定といった更なる対策を十分に行う必要がある」ということを記述させていただいております。

次に「イ 基準となる期日の変更」でございます。

これは、平成 25 年 7 月 1 日現在から平成 26 年 7 月 1 日現在に変更する計画でございます。

これにつきましては「平成 26 年調査であることを踏まえた修正であり、適当である」とさせていただいております。

ただしでございますが、前回の部会において、東京都及び埼玉県の方から経済センサスー基礎調査及び商業統計調査と本調査が実施時期が重複するという点について、非常に強い懸念が示されているということも踏まえまして「各調査の円滑な実施に資するための対応を十分に行うとともに、地方公共団体とも十分な調整を行う必要がある」ということを付記させていただいております。

次に「2 諮問第 15 号の答申『特定サービス産業実態調査の改正について』（平成 21 年 5 月 11 日付け府統委第 36 号）における今後の課題への対応について」でございます。

前回答申において、いわゆる各業種の特性に対応した調査事項の設定について、その重要性に鑑み、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要があるという指摘がなされているところでございます。

これにつきましては、前回の部会での経済産業省からの御説明を引用する形で「一部の業種を中心に見直しに向けた情報収集を行っており、今後、経済センサスー活動調査の結果やサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、引き続き検討していくこととしている」とする。今後の検討課題への対応については、方向性としては適当であるが、引き続き、後述 3 の「今後の課題」で示した方向で検討する必要があるという形で記述をさせていただいているところでございます。

3 ページ目でございます。

「3 今後の課題」ということで、2 点挙げさせていただいております。

(1) は「本調査の今後の在り方の検討について」ということで、平成 24 年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、本調査の今後の在り方について、引き続き抜本的な検討を行う必要があるとし、(2) は「各業種の特性に対応した調査事項の設定の検討について」ということで、前回答申において検討が求められた各業種の特性に対応した調査事項の設定について、平成 24 年経済センサスー活動調査の結果及び(1)の検討結果を踏まえつつ、引き続き検討する必要があるという形で記述をさせていただいたものでございます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この答申の素案につきまして、内容を幾つかに分けながら御審議いただきたいと思います。

最初に「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」の部分ですが、これは決まった書き方になっていると思いますので、特段問題はないかと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、ここはお認めいただいたということにしたいと思います。

続きまして「(2) 理由等」の「ア 報告を求めるために用いる方法の変更」のうち「(ア) 変更事項1」の部分でございます。

ここは調査系統の見直しに関する部分でございます。

ここでは「①結果精度や回収率の確保の面で懸念があるものの、経済産業省において現在考えられる最大限の努力をすることとしていること」、「②都道府県の事務負担の軽減に資すると考えられること」から、結論としてやむを得ないと致しております。

ただ、民間委託による郵送調査を適正に実施するために、経済産業省においてはこれまで以上に十分な取組を行うことを求めています。

頂いた御意見等を反映するような形でまとめましたが、このような内容、結論でよろしいでしょうか。

特に御意見はございませんか。

ありがとうございます。

それでは、この内容でお認めいただいたということにさせていただきます。

続きまして、2ページ目の「(イ) 変更事項2」でございますが、これは民間事業者への業務委託内容の変更に関する部分でございます。

先ほどの「(ア) 変更事項1」と併せて、ここではいろいろ御意見を踏まえた上でやむを得ないという形で結論をしております。

ただ、経済産業省において、マニュアルの提供といった取り組みとともに、最終的な確認を行うこととしていること、②といたしまして「業務の効率化に資すると考えられることから、やむを得ない」というものでございます。

経済産業省においては、結果精度を確保するため、審査・集計に係るノウハウの継承や経済産業省が督促を行う企業・事業所の適正な選定といった対策を十分に行うように求めています。

これにつきまして、いかがでしょうか。

どうぞ。

○西郷委員 済みません。書き直しを求めるものではないですけれども、2ページ目の図が描いてある下の4行目のところに「業務の効率化」という言葉が出てくるのです。この

場合の業務というのは、民間事業者の業務ということですね。一応確認のためですけれども、まとめて任せるので、まとめて一元的に民間事業者に委託するので、民間事業者の業務の効率化に資するという読み方になるのか、それとも一々行ったり来たりしないので、政府の方の「業務の効率化に資する」という意味なのか、どちらでもいいような気もするのですけれども、ここで意図しているものはどちらかというものはちょっと確認したかったのです。

○若林構造統計室長　こちらで意図しておりますのは、民間事業者でもそうですし、政府の中でも一括してお願いしていますので、両方にとって業務の効率化を図れると考えております。

この調査を行うに当たって、都道府県経由で行っていたり、国が行っていたりということがありましたので、今回、全て民間事業者経由となりますから、そういう意味での効率化というものが図られるとお考えいただければと思います。

○西郷委員　はい。

○廣松部会長　今の御質問に関して、ここにもう少し言葉を加えた方がよろしいでしょうか。

はい。

○坂井国際統計企画官　修正案としては、例えば、今、西郷委員の御指摘の趣旨を踏まえて、調査実施者及び民間事業者における業務の効率化等々にするとか、その辺については、少し廣松部会長と相談させていただきたいと思います。

○廣松部会長　ありがとうございます。

あるいは、言葉としては、統計業務全体のような表現でもいいかと思えます。

○坂井国際統計企画官　分かりました。

○廣松部会長　はい。それは後ほど検討させていただきたいと思います。

その点は、少し修文というか、文言の追加をすることにいたしまして、それ以外のところではいかがでしょうか。

特にございませんか。

では、ただ今御指摘いただいたところを、少し文言を追加することによってさせていただいて「(イ) 変更事項2」に関しましては、お認めいただいたということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきますが、2ページ目の「イ 基準となる期日の変更」の部分でございます。

ここに関しましては、期日の変更は適当としているものの、変更とは言いつつ、25年を26年に変えただけですが、この点に関しては、地方公共団体の方から御指摘がございました。そのような懸念を踏まえて、経済産業省に十分な対応と調整を行うことを求めています。

この点、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川村産業統計課長 済みません。東京都でございます。

こちらの答申の素案の方を拝見いたしますと「経済産業省は、各調査の円滑な実施に資するための対応を十分に行うとともに」というように書かれております。ここの中身でございますが、結果概要の4ページを拝見いたしますと、中ほどの矢印のところでございます。ここのただし書きでございます。「ただし、実査上の問題も認識していることから、調査対象事業所から理解が得られるよう、葉書等で協力依頼を徹底することや、コールセンターの機能強化などの対応を行いたいと考えている」というようにございます。

今の時点では、こちらの概要ということで、実際に若林室長から御説明がありました細部につきましては明記されていないと思っておりますが、最終的な議事録と致しましては、かなり地方にとって重要な部分がございますので、明記していただきたいと考えています。

具体的には、調査員が訪問する前に、調査対象事業所からこちらの特定サービス産業実態調査だけでなく、経済センサスー基礎調査及び商業統計調査についても理解が得られるよう、葉書、ここも重要なのですが、及び電話で協力依頼を徹底することというように御説明いただいたと思っております。ここにつきましては、最終的な議事録の方で細部につきまして御明記いただきたいと考えております。

来年の同時実施が円滑になされるように、また特定サービス産業実態調査の方も円滑に行われますように十分な対策をとっていただきますようお願いしたいと考えております。

○廣松部会長 分かりました。

それでは、今、ご指摘の点は結果概要についてですが、そこをもう少し詳しく記述をすることにいたしまして、答申（素案）と致しましてはいかがでしょうか。

こちらの方では、上の方の「本調査」と「ただし、」のところの文章ですが、本調査と経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の実施時期が重複することに強い懸念が示されていることから、経済産業省からは「各調査の」という表現になっておりますが、ここを繰り返した方がいいということでしょうか。

それは特に必要はございませんか。上の方に3つ調査名例示されておりますので、各調査の内容はこれで分かると思っております。

○川村産業統計課長 済みません。もしよろしければ、調査客体の理解が得られるような対応というように書き込んでいただければ非常に幸いです。

○廣松部会長 それは結果概要のところにあります「各調査の円滑な実施」に書き込むということでしょうか。

○川村産業統計課長 「調査対象事業所から理解が得られるよう」という部分がございますから、ここの部分を活用していただければ。

○廣松部会長 答申案の方にも生かすような形にするということでしょうか。

そうすると、文章としては調査対象事業所から理解が得られるよう、各調査の円滑な実

施に資するための・・・という表現でしょうか。

○坂井国際統計企画官 「経済産業省は、調査対象事業者の理解が得られるように、各調査の」というふうに。

○廣松部会長 そうですね。

結論のところは、経済産業省は調査対象事業所から理解が得られるよう、各調査の円滑な実施に資するための対応を行うことということでよろしいですか。

分かりました。では、そこは修文を致します。

もう一度繰り返しますと、「ただし、」の文章の3行目のところ、経済産業省は、調査対象事業所から理解が得られるよう、各調査の円滑な実施に資するための対応を十分に行うとともに、地方公共団体とも十分な調整を行う必要があるということによろしいでしょうか。

○川村産業統計課長 はい。

○廣松部会長 では、そこは修正をさせていただきます。

その上でいかがでしょうか。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

では、今、申し上げましたその部分を挿入することにして「イ 基準となる期日の変更」の部分に関してはよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

では、御承認いただいたということにしたいと思います。

では、続きまして、同じ2ページの「2 諮問第15号の答申『特定サービス産業実態調査の改正について』（平成21年5月11日付け府統委第36号）における今後の課題への対応について」でございます。

この部分では、これまでの経済産業省の検討の方向性を適当としつつ、引き続き、今後の課題で示した方向で検討することを求めています。

タイミングとして、残念ながらまだ経済センサスー活動調査の最終報告が公表されておられませんので、具体的な検証作業等はやはりそれを踏まえた形のものが必要であるという御意見がございましたので、方向性は適当としつつ、引き続き、今後の課題で示す方向で検討する必要があるという内容になっております。

いかがでしょうか。

個人的な気持ちとしては、もうちょっと書き込めればとは思ったのですが、今、申し上げましたいろいろな周りの状況を考えますと、この答申の段階でもっと具体的なことを指摘するのは、やはりちょっと困難かなという判断に基づいて、このようにさせていただいた次第でございますが、いかがでしょうか。

○若林構造統計室長 済みません。よろしいでしょうか。

恐縮でございます。2ページ目の下から4行目のところなのですが、今後の課題の対応について「経済センサスー活動調査の結果や」と書かれておるのですけれども、経済セン

サスー活動調査」で、今、今後の課題の方で述べられております、例えば「産業財産権の取得件数」ですとか、『デザイン業』や『機械設計業』等における外注業務の内容等」が調査されているわけではありませんので、実際に経済センサスー活動調査の結果を見ても、実は今後の課題への対応の検討には、多分、利用ができないと考えております。

したがいまして、この文章の「経済センサスー活動調査の結果や」というものは削除していただければと思います。ちなみに3ページ目の「(1)本調査の今後の在り方の検討について」のところでは、経済センサスー活動調査の結果とかも利用していきたいとは思っているのですが、細かい外注業務の内容とか、そういった中身に関しては、経済センサスー活動調査を見ても、これを分析して何か結果が出てくるというものではないということで、ここからは削除願えればとは思っています。

○廣松部会長 はい。

○坂井国際統計企画官 済みません。事務局から原案の趣旨を御説明しますと、ここは、直ちに平成24年経済センサスー活動調査の結果を踏まえるというよりも、「今後」というところを置かせていただいて、ある意味で経済センサスを重たくしてこちらの方を吸収していくのか、ないしは特定サービスの方でこのところを賄っていくのかということも含めまして、活動調査に絡めて記載させていただいた方がいいと考えたというのが一つの理由でございまして、そういう狙いで書かせていただいています。

繰り返しますと、直ちに平成24年経済センサスー活動調査の結果が新たな今回の特定サービスの結果に跳ねるというところだけを視野に書いたわけではございません。

○廣松部会長 よろしいですか。

○若林構造統計室長 今回の御趣旨でありましたら「平成24年経済センサスー活動調査の結果」と書いてあるのですけれども、結果ではないのではないかと思いますので「結果」というのは書かれると逆におかしくなるのではないかと思います。

○廣松部会長 今回の意見に関して、委員の先生方、いかがでしょうか。

○坂井国際統計企画官 済みません。

○廣松部会長 はい。

○坂井国際統計企画官 では、経済産業省の御指摘である「結果」という用語がミスリーディングということであれば、経済センサスー活動調査実施以降の「結果や」を落として、経済産業省の作成資料の表現にある「経済センサスー活動調査実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、」という形にすれば、恐らく経済産業省の誤解は解けると思っていますので、そのような形でいかがでしょうか。

○廣松部会長 今回の表現は経済産業省の方の回答、前回にある説明資料のどこの部分ですか。

○川原副統計審査官 済みません。前回の資料4の経済産業省の準備していただいた説明資料の4ページ、まさにこの部分の御回答のところのbの一番下のところでございます。

今後については、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計



の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していく。

○廣松部会長 という案でございますが、いかがですか。

よろしいですか。

では、そこは今の「これについて、」の次の行「今後、経済センサスー活動調査の結果やサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、引き続き検討していくこととしている」という部分を、前回の資料4の5ページですか。

○川原副統計審査官 4ページです。

○廣松部会長 失礼しました。今の部分を今後については、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していくこととしているという形に修正する。

よろしいですか。

○若林構造統計室長 結構です。

○廣松部会長 では、今の部分は修正を致します。

もう一度繰り返しますと「これについて、」の段落ですが、これについて、経済産業省は、一部の業種を中心に見直しに向けた情報収集を行っており、今後については、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していくこととしている。

よろしいでしょうか。

では、そのように修正を致します。

それ以外について「2 諮問第15号の答申『特定サービス産業実態調査の改正について』（平成21年5月11日付け府統委第36号）における今後の課題への対応について」の部分について何か御意見がございますか。

よろしいでしょうか。

では、今のような形で修文をした上、御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして3ページ、今度はこの答申における「3 今後の課題」についてです。これについては2点指摘をしております。

そのうち「(1) 本調査の今後の在り方の検討について」でございますが、この部分では本調査の今後の在り方について、平成24年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、抜本的な検討を行うことを求めています。

この部分に関してはいかがでしょうか。

○若林構造統計室長 済みません。よろしいでしょうか。

○廣松部会長 どうぞ。

○若林構造統計室長 「(1) 本調査の今後の在り方の検討について」ですけれども、前回の部会の際にも御説明申し上げましたとおり、やはりサービス産業の統計の体系的整備の視点というものは重要な視点だと考えておりますので「平成24年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ」と書かれているのですが、その活動調査の結果だけではなくて、サ

サービス産業分野における統計の体系的整備の動向も踏まえと入れていただければと思います。

修正案としては、平成 24 年経済センサスー活動調査の結果やサービス産業分野における統計の体系的整備の動向を踏まえとしていただければと思います。

以上です。

○廣松部会長 今の御意見に関しまして、いかがでしょうか。

○坂井国際統計企画官 済みません。事務局から御説明します。一応御指摘の点も検討したのですが、これはサービス産業の統計の体系整備というものは、ひとえに総務省のサービス産業動向調査だけの問題ではなくて、いろいろなサービス産業に係る統計調査に影響する話でございます。

そういう意味合いも込めまして、関係府省という、やや幅広に、当然ユーザーも考えなければいけないものですから、幅広に書かせていただいたというものが一つの理由でございます。

もし経産省の御指摘されるような修正をするのであれば、やはりもう一度統計局を初め、記載が可能かどうかを確認しないと、なかなかこの場で決めるのが難しいかなと考えております。

○西郷委員 済みません。今、多分、サービス産業動向調査のことに言及したという認識はなかったのですが、サービス産業全体の動向を踏まえとおっしゃったので、サービス産業動向調査や何か、そういうものも全部含めた上での話で、特に総務省の調査に言及したという認識はなかったのですが、そのような理解で間違いはないですか。

○若林構造統計室長 はい。総務省の統計だけのことではなくて、今、基本計画の審議の中でも議論になっていると思いますが、サービス産業の統計の体系的整備のという議論の中でその動向も踏まえつつという意味でございます。先ほどの 2 ページ目の終わりのところでも「サービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ」という言葉がそのままありますので、2 ページ目の方に書くことは可能で、3 ページ目の方に書くことができないという理由もちょっとよく分からないのですが。

○廣松部会長 今、御指摘の 2 ページの先ほど修正した元の文章の「サービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ」ということでもいいのですか。

○若林構造統計室長 はい。2 ページ目に書いてあった「サービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ」というものをそのまま 3 ページ目の方にも書くイメージで申し上げたつもりです。

○廣松部会長 そうですか。その点はいかがですか。

○坂井国際統計企画官 分かりました。先ほど動向ということで、動向調査に一応特化して受けとめたのが少し早とちりしてしまい、そこは私の発言を修正いたします。

ただ、ここについては、事前に樋口委員長等に御説明した際に、一番問題とされたのは 2 点ございます。一つ目は、要するにある意味で関連統計調査が三すくみになっている状

態がございまして、そういったところについて、どこがきっかけでサービス産業の統計整備というものが進むのかというものが一つの大きな問題意識としてございました。

あともう一つ、具体的に時期はいつできるのかということを一応問われてございまして、本答申上で余り射程を広げ過ぎると、実際にはどこがやるのかというところを問われかねないので、全体として連携を図ってやっていけばいいのかという感じで記載した方が賢明かなと思って書かせていただいた次第です。もしそこを、ある程度工程表を含めてどこが主体となって検討する。ある意味で基本計画が進んでいますので、そのところに落とすということが確約できるものであれば書いても構いませんけれども、余り具体的に書き過ぎるのは、この局面ではいかがなものかなと思ったのでこういう書き方にしたものです。

その点も含めて一応御検討いただけたらと思います。

○廣松部会長 今の点、いかがですか。

○北村委員 今の事務局のお話もよく分かるのですけれども、ここの「サービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ」とすると、今後、そういうことを議論するということを言っているはずなので、それが別にあって、それを踏まえつつ経済産業省はサービス統計の在り方を別途考えてくださいと読めると、何か余り確かに具体的に入れると、それが先行してあるものかのような話になってしまう気もするので、恐らく現実には同時に進行して、各役所がどういう役割分担をするかということになるのかなと思うのですけれども、ちょっとそこは考えた方がいいかもしれません。

○廣松部会長 そうですね。確かに平成 24 年経済センサスー活動調査に関しては、これは統計局と経済産業省の共同主管でございまして、この公表の準備が着々と進んでいて、一部の産業についてはもう既にスケジュールも決まっているわけですが、それに対してサービス産業分野における統計の体系的整備に関しては、確かにまだ必ずしも具体的な内容、工程表が決まっているわけではないわけなので、そこをどううまく切り分けるかということだと思いますが、いかがですか。

○北村委員 「体系的整備を踏まえ」とするとあれなので、「整備の中で」とか、そういうような形にするとか。

○廣松部会長 私が思ったのは、平成 24 年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、その次、そこにサービス産業分野における統計の体系的整備の中で本調査の今後の在り方について、引き続き抜本的な検討を行う必要があるという形ではいかがですか。

○北村委員 それでいいと思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。もう一度繰り返しますと、その部分の文章は「経済産業省は、平成 24 年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、サービス産業分野における統計の体系的整備の中での本調査の在り方について引き続き抜本的な検討を行う必要がある」。

いかがでしょうか。

経済産業省、よろしいですか。

○若林構造統計室長 結構です。

○廣松部会長 分かりました。

では、その部分はそういう形で修正をさせていただきます。

では、その次「(2) 各業種の特性に対応した調査事項の設定の検討について」の部分でございます。

ここでは、各業種の特性に対応した調査事項、いわゆる業種特有の特性事項と言っているわけですが、それについて平成24年の経済センサスー活動調査の結果及び(1)の検討結果を踏まえつつ、引き続き検討することを求めています。

このような内容でいかがでしょうか。

どうぞ。

○若林構造統計室長 済みません。こちらについても、先ほどの2ページ目の下のところの「今後の課題への対応」のところと同じでございます。こちらにも細かな調査事項の設定についてなのですが、平成24年経済センサスー活動調査の結果から、それが分析できるわけではありませんので、もし先ほどと同じようにするのであれば、平成24年というものを消していただいて、例えば経済センサスー活動調査の実施以降のというような表現ぶりにしていただくか、若しくは「の結果」というものは除いていただくかというような形の方がよろしいかと思えます。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

ただ、先ほどの2ページの2の、経済センサスー活動調査実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備という言葉は、1のところでも、先ほどのような形で挿入するとちょっと重なってしまう。「(1)の検討結果」の中に当然この言葉も入ってしまうことになろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか

○若林構造統計室長 はい。そういうことでありましたら、単純に「平成24年経済センサスー活動調査の結果及び」というものを取れば、(1)に全部入っていることにはなりません。

○廣松部会長 今の提案に関していかがですか。

○北村委員 私はそれでいいと思います。カットするという。

○廣松部会長 そうしますと、今、出ました案は(2)のところで「経済産業省は、前回答申において検討が求められた各業種の特性に対応した調査事項の設定について、(1)の検討結果を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある」という文章ですけれども、いかがですか。

よろしいですか。

では、(2)に関しては、そのように修正をしたいと思えます。

それでは、今、頂いた御意見の修正箇所の確認でございますが、まず、1番目、2ページの「(イ)変更事項2」の図の下4行目、①②の後ですが、②の後以降を読みますと「②

調査に係る業務を一元的に民間事業者に委託することにより、統計業務全体の効率化に資すると考えられることからやむを得ない」ということでよろしいですか。

はい。ではそこはそのようにいたします。

次に、「イ 基準となる期日の変更」の、「ただし、」以降のところですが、3行目「経済産業省は、調査対象事業所から理解が得られるよう、各調査の円滑な実施に資するための対応を十分に行うとともに、地方公共団体とも十分な調整を行う必要がある」。

よろしいですか。

東京都、よろしいですか。

では、そのように挿入いたします。

三番目として、同じく2ページの「2 諮問第15号の答申『特定サービス産業実態調査の改正について』（平成21年5月11日付け府統委第36号）における今後の課題への対応について」の第2パラグラフ「これについて、」のところですが、「経済産業省は、一部の業種を中心に見直しに向けた情報収集を行っており、今後については、経済センサスー活動調査の実施以降のサービス産業分野における統計の体系的整備を踏まえ、調査事項の設定について引き続き検討していくこととしている」でよろしいでしょうか。

続きまして、3ページ「3 今後の課題」の「(1) 本調査の今後の在り方の検討について」でございますが、「経済産業省は、平成24年経済センサスー活動調査の結果を踏まえ、関係府省との連携を図りつつ、サービス産業分野における統計の体系的整備の中で本調査の今後の在り方について、引き続き抜本的な検討を行う必要がある」。

よろしいでしょうか。

最後に、「(2) 各業種の特性に対応した調査事項の設定の検討について」、「経済産業省は、前回答申において検討が求められた各業種の特性に対応した調査事項の設定について」を取りまして「(1) の検討結果を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある」。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今、御意見を頂き、修正いたしました分を整えた上で、それを答申案として7月26日の統計委員会で私の方から説明をさせていただきます。

念のため、その前に委員の方々には、今、修正をした部分を再度お送りして、確認をいただくというふうに手続をとりたいと思います。

それでは、一応、本日のメインの議題でございます答申（素案）については御議論をいただきましたが、ここで部会長の立場で今回の議論を踏まえて一言申し添えたいと思います。

今回の部会においては、都道府県経由の調査員調査から民間事業者による郵送調査への移行についての議論となりました。

結論としては、やむを得ないとさせていただいたところですが、議論の中では回収率の低下等に懸念が示されたことは事実でございます。この点を踏まえて、調査実施者におい

ては、今後の民間委託に関する実施要領の内容や、実査の業務において、業務のノウハウの蓄積や継承といった部会での議論を可能な限り反映させていただければと考えております。

この点については、一度私の方から申し上げましたが、今、内閣府の公共サービス改革推進室が行っております公共サービス改革法の下での民間委託の手續に関して、事前に公開している情報等がある程度参考になろうかと思えます。

それらを参考にした上で、経済産業省の方では、今回の部会での議論を可能な限り反映させていただくような努力をお願いできればと思えます。

この点について、特に経済産業省の方から発言があればお願いいたします。

○若林構造統計室長 どうもありがとうございます。

今回の部会でいろいろ御示唆いただいておりますので、それを踏まえまして、実際の調査を実施していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○廣松部会長 何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここまでの本日の審議全体に関しまして、何か御意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段御意見がないようでございますので、ちょっと早目ではございますが、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、皆様方にいつものお願いでございますが、本日の答申案につきましては、もし何か後ほどお気付きの点がございましたら、時間が短くて恐縮でございますが、7月22日月曜日までに事務局まで電子メール等により御連絡をいただければ幸いです。

先ほど申し上げましたとおり、今のところ、答申案に関しましては、7月26日の統計委員会に私の方から報告をさせていただく予定でおります。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御連絡をお願いします。

○木村副統計審査官 ただ今部会長からお話がありまして、繰り返しになりますが、答申案につきまして、後ほどお気付きの点等がございましたら、短時間で恐縮ではございますが、7月22日月曜日までにメール等により事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、最終的な答申案につきましては、7月26日、来週の金曜日開催の第66回統計委員会におきまして、廣松部会長から御説明いただくこととなります。

事務局からは以上でございます。

○廣松部会長 今回の部会審議に当たりましては、委員及び専門委員の皆様方に審議に御協力いただき、まことにありがたく存じます。部会長として感謝申し上げます。

それでは、特定サービス産業実態調査の変更に係る部会審議につきましては、本日をもって終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。